

ビジネス分野におけるA I等法務業務支援サービス提供と 弁護士法第72条の関係について（ガイドライン概要）

令和8年8月
法 務 省

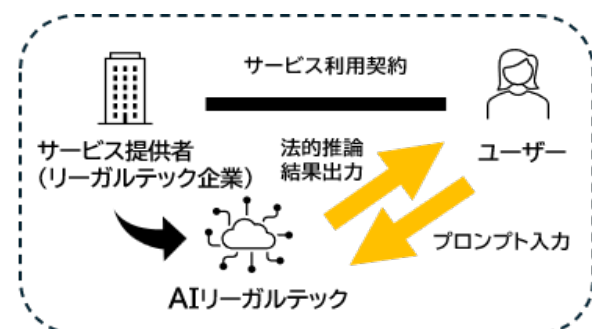
第1 本ガイドラインの趣旨・考え方（本文1頁から3頁）

- ・ 令和5年ガイドラインを踏まえつつ、生成A I等の技術進展等に鑑み、弁護士法第72条との関係上、特にその分水嶺となり得る要件にしぼって解釈指針を補完（どのようなときに「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を業として取り扱ったと指摘され得るのか）
- ・ 同条及びその趣旨に違反しないようにするためのガバナンス上の留意・推奨事項に関する指針を明示

第2 A I等法務業務支援サービスの提供の場面における「訴訟事件…その他一般の法律事件」に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性（本文3頁～）

1 A I等を用いたサービス提供の場面における規制対象行為の主体についての基本的な考え方（本文3頁から4頁）

- ・ サービスの具体的な利用方法に関する最終的な判断は、基本的に利用者に委ねられる
- ・ もっとも、利用者のプロンプト入力等に応じて自動的に法律事務等を提供することが目指された機能等が備え付けられているなどの場合、利用者がプロンプトを入力するなどをして利用することは、サービス提供の性質上、当然に行われることが想定されている提供者側が企図していた法務業務支援の契機にすぎない



➡ 利用者側の行為も含めて、提供者の行為であると評価され得る

2 A I等を用いたサービス提供の場面における「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性についての基本的な考え方（本文4頁から10頁）

サービスの設計・機能に関して考慮すべき基本的な考え方（本文5頁から6頁）

「事件性」のある案件に関して利用するか否かについても、利用者が入力するプロンプト等に依存

➡ 価値中立的なサービス提供と評価し得る場合（例えば、そもそも「事件性」のある案件に関して利用させることを目指して設計されたサービスでないとき等）には、結果として利用者が「事件性」のある案件に関して利用したことのみにより、提供者が「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価するのは困難

➡ 提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったというためには、サービス提供開始の時点で、利用者がサービスを「事件性」のある案件に関して利用することがサービスの設計・機能に照らして、具体的かつ現実的な可能性として当然に想定されている場合など、利用者側の行為が提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないといえる事情が必要

サービスの用法に関して考慮すべき基本的な考え方（本文7頁から8頁）

設計・機能上は、価値中立的なサービス提供と評価し得る場合であっても、例えば

- サービスが現に「事件性」のある案件に関して利用されていること、又はその具体的可能性を認識・認容してサービスを提供
- 利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関して利用する蓋然性が高いと認められる状況において、提供者もそのことを認識・認容しながらサービスを提供

➡ サービスの提供形態・用法上、利用者側の行為が提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないと評価し得る

- ①サービスの設計等が「事件性」のある案件に関して利用させることを目指したものでなく
- ②「事件性」のある案件に関する利用に特化した、あるいは同利用が念頭におかれた特性・機能等を具有しない



設計・機能上、
価値中立的なサービス提供行為
といえる

- ③ガバナンス措置を講じるなどして、利用者による不適切利用を回避するための適切な体制を整備



利用者のうち例外的とはいえない範囲の者がサービスを「事件性」のある案件に関して利用する事態を企図していないと評価し得、利用者による不適切利用の蓋然性を低減してサービスの価値中立性を補完するとともに、不適切利用の蓋然性が高いことの認識・認容を否定する方向に働く

3 一般的なA I等法務業務支援サービスへの具体的当てはめ（本文10頁から12頁）

以下のサービス提供は、上記①②を満たし、③の体制整備がされている場合には、一般的に弁護士法第72条に抵触しないと考えられる。

- 文献その他のリサーチ・法的問題点の検討業務支援
- 書面作成・審査・管理業務支援
- 社内研修・経営判断の適法性確認等を含むガバナンス・リスク管理・コンプライアンス業務支援
- 内部通報事案の調査支援
- 新規業務スキームの構築・事業再編等業務支援
- 従業員・顧客・取引先等とのトラブルが発生した場合の対応方針を決定するための内部調査支援
- 株主総会・取締役会その他の会議業務支援 など

4 A I等法務業務支援サービスの提供につき、「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと考えられる場合の具体例（本文12頁から14頁）

設計・機能上、「事件性」のある案件に関して利用させることを前提としていると評価され得るもの
（本文12頁）

- 法的紛議が現に顕在化している事案や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件の処理を目指して設計されたサービスの提供
- 訴状等の裁判所への提出書面や和解契約書等の法的紛議を前提とした対外使用書面の作成に係るサービスの提供 など



上記①・②を満たさず、一般的には、サービスの性質上、価値中立的なサービス提供といえないため、「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価され得る

用法上、「事件性」のある案件に関して利用させることを前提としていると評価され得るもの
（本文12頁から14頁）

- 非弁活動を現に行っている、あるいは行おうとする者や、サービスを「事件性」のある案件に継続的・反復的に利用しようとする者に対して、それを認識・認容しながらサービスを提供し、実際に「事件性」のある案件に関して利用されていると認められるとき
- 利用者のうち例外的とはいえない範囲の者がサービスを「事件性」のある案件に利用する蓋然性が高いと認められる具体的な状況下で、これを認識・認容しながらサービスを提供し、実際に「事件性」のある案件に関して利用されていると認められるとき



このような利用を回避するための合理的な措置を講じる（上記③）ことなくサービスを継続して提供するような場合には、一般的には、サービスの提供形態・用法の点から、実質的に「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価せざるを得ない

1 総論 (本文14頁から15頁)

- ・ガバナンスが十分に機能しておらず、品質や信頼性の担保に乏しいサービス提供が行われた場合、利用者その他の関係者の利益を損ないかねず、劣悪なサービスが広く社会実装されれば、弁護士法第72条の趣旨を没却し、その保護法益が害される事態を招来しかねない
- ・提供者は、サービスが同条の規定に抵触しないように十分に配慮するとともに、そのリスクを回避・払拭するため同条及びその趣旨を没却しない慎重な設計及び運用を行うことが重要
- ・提供者が予測可能性をもって事業展開でき、かつ、AI等法務業務支援サービス業界全体の健全性を維持し、同条及びその趣旨を没却することのないサービス提供が行われるようにする上では、以下の点に留意し、サービスの性質・内容等に応じた適切なガバナンス措置を講じることが推奨される

2 ガバナンス上の具体的留意・推奨事項 (本文15頁から21頁)

(1) AI事業者一般に共通するガバナンス上の留意・推奨事項の履践 (本文15頁から16頁)

- ・サービス内容や取り扱うデータの類型等に応じ、個人情報の保護に関する法律等適用される法令に適合した取扱いの確保
- ・「AI事業者ガイドライン」その他各種の政府指針等において推奨されているAI等システム実装時におけるリスク対策等の自主的な取組の実施

(2) AI等法務業務支援サービス特有のガバナンス上の留意・推奨事項 (本文16頁から21頁)

日本国内におけるインシデント対応窓口等の設置 (本文16頁)

- ・国内のサービス利用者その他の関係者からの問合せ・通報その他弁護士法に違反するなどのインシデント等の発生に対応する窓口等の設置

弁護士によるサービス及び機能設計等への実質的関与による学習データ等の品質・信頼性の確保等 (本文16頁から17頁)

- ・サービスが「鑑定」等にわたり得る場合、サービス及び機能設計において、弁護士資格を有する者が監修、あるいは実質的に関与
- ・弁護士法の趣旨を踏まえた学習データや出力結果等の品質及び信頼性の担保

誤認を与える表示の不使用及びサービス利用者の適格性確保 (本文17頁から19頁)

- ・例えば、弁護士に代わる判断を提供するものであるとか、法的結論の正確性を保証するものであると想起させるような表現は厳に慎む
- ・誤認リスクを防止するため、サービス利用申込時の合理的確認措置、利用規約等への明記・ガイダンス、重大な利用規約違反等があった場合の利用停止措置等を実施

利用上の留意事項のプロンプト等入力前段階・出力結果等への明示 (本文19頁)

- ・提供されるサービスが「事件性」のある案件に関しては利用できないことなどのディスクレーマーをプロンプト等を入力する前の段階や出力結果等に明確に表示

UI・機能設計上の配慮 (本文19頁から21頁)

- ・「事件性」のある案件に関して利用することその他不適切な用途に用いることを誘発しないようなUIや機能設計の実施等
- ・根拠や参照元の情報表示
- ・弁護士への相談を推奨する仕組みを採用するなどの措置の実施